地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策 に関する行政評価・監視

結果報告書

平成28年3月総務省富山行政評価事務所

## 前書き

近年、マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により路線バスの廃止等が進み、公共交通 サービスの存続が困難となる、「交通不便地域」が発生しており、地域によっては、自ら移動手 段を持たない高齢者、通学者、障害者等(以下「移動制約者等」という。)の日常的な交通手段 の確保が困難な状況がみられる。

このため、移動制約者等の日常的な交通手段を確保・維持することが重要な課題となっており、 過疎化等が進行する市町村では、路線バス等を補完・代替するコミュニティバス、デマンドバス、 乗合タクシー等が導入されてきた。

また、移動制約者等に対する輸送サービスの需要の増大を踏まえて、平成 18 年の道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)改正により、市町村、特定非営利活動法人等による自家用自動車を 利用した有償旅客運送を可能とする登録制度が創設された。

さらに、平成19年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)が制定され、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等を導入した地方公共団体に対して、地域公共交通の確保・維持に必要な補助等が実施されている。

一方、旅客自動車運送事業者におけるヒューマンエラーを起因とした事故・トラブルが後を絶たず、安全確保対策の一層の徹底が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、富山県内の交通不便地域を中心として、 地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町村、特定非営利活動法 人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸支局における事故防止対策の実施状況、 事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したも のである。

## 目 次

第1	行政評価・監視の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2	行政評価・監視結果
1	地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の徹底・・・・・・・・・・・・20

## 説明図表目次

2	行政評価・監視網	<b>表</b>
1	地域公共交通会議	議及び運営協議会の適切な運営
	(1) 共通	
	図表 1 - (1) 自	家用有償旅客運送に関する根拠法令・・・・・・・・・・・・8
	(2) 地域公共交通会	<b>会議等の設置、同会議及び議事概要の公表・公開</b>
	図表 1 - (2) - ①	地域公共交通会議の協議等に関する根拠法令・・・・・・・・・9
	図表 1-(2)-②	地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成 18
		年9月15日付け国自旅第161号(最終改正:平成27年4月1日付け国自
		旅第 370 号)国土交通省自動車交通局長通達)(抜粋) ・・・・・・11
	図表 1-(2)-③	富山県内市町村における交通会議の設置状況・・・・・・・・・12
	図表 1-(2)-④	調査対象市町における交通会議の公開等の状況・・・・・・・・・12
	(3) 運営協議会の認	<b>设置、同会議及び議事録の公表・公開</b>
	図表 1 - (3) - ①	運営協議会の協議等に関する根拠法令・・・・・・・・・・・12
	図表 1-(3)-②	運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成 18 年 9 月
		15日付け国自旅第145号(最終改正:平成27年4月1日付け国自旅第370
		号) 国土交通省自動車交通局長通達) (抜粋)・・・・・・・・14
	図表 1-(3)-3	自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成
		23年7月6日付け北信交旅第257号北陸信越運輸局自動車交通部長通達)
		(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	図表 1 - (3) - ④	富山県内市町村における運営協議会の設置状況・・・・・・・・・15
	図表 1 - (3) - ⑤	調査対象市町における運営協議会の公開等の状況・・・・・・・・15
	(4) 運営協議会構成	
	図表 1 - (4) - ①	運営協議会の構成員に関する根拠法令・・・・・・・・・・・16
	図表 1-(4)-②	運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成 18 年 9 月
		15日付け国自旅第145号(最終改正:平成27年4月1日付け国自旅第370
		号)国土交通省自動車交通局長通達) (抜粋)・・・・・・・・・16
	図表 1 - (4) - ③	自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成
		23年7月6日付け北信交旅第257号北陸信越運輸局自動車交通部長通達)
		(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
		調査した2市における運営協議会の構成員の状況・・・・・・・18
		会議及び運営協議会の担当者に対するガイドラインの周知状況
	図表 1 - (5) - ①	地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成27
		年4月1日付け北信交旅第6号北陸信越運輸局長通達) (抜粋)・・・・・19
	図表 1-(5)-②	運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成27年4月
		1日付け北信交旅第7号北陸信越運輸局長通達) (抜粋)・・・・・・19

2 自家用有償旅客運	送者等に対する安全確保措置の徹底
(1) 運転者の健康状	態の把握
図表 2-(1)-①	運転者に対する健康診断に関する根拠法令・・・・・・・・・26
図表 2-(1)-②	運転者の健康状態の把握に関する根拠法令等・・・・・・・・・26
図表 2-(1)-3	自家用有償旅客運送者における運転者の健康状態の把握状況・・・・・28
(2) 自家用有償旅客	運送自動車等における標章の表示及び車内への掲示
図表 2-(2)-①	自家用有償旅客運送自動車等における標章の表示に関する根拠法令等・・29
図表 2 - (2) - ②	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送自動車内の掲示に関する
	根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
図表 2-(2)-3	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者
	における運転者証の掲示に関する根拠法令等・・・・・・・・・・31
図表 2-(2)-④	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者の自家用自動車におけ
	る標章の表示及び車内の掲示状況・・・・・・・・・・・32
図表 2-(2)-⑤	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者
	の自家用自動車における標章の表示及び車内の掲示状況・・・・・・・32
(3) 輸送実績報告書	の提出状況
図表 2-(3)-①	輸送実績報告書の提出に関する根拠法令・・・・・・・・・・33
図表 2-(3)-②	平成 26 年度の輸送実績報告書の提出状況 ・・・・・・・・・34
(4) 輸送実績報告書	における交通事故の報告状況

図表 2-(4)-① 事故の記録の作成及び自動車事故報告書の提出等に関する根拠法令・・・35 図表 2-(4)-② 輸送実績報告書により報告することとされている交通事故及び重大事故

図表 2-(4)-③ 輸送実績報告書において報告していない事故の記録・・・・・・・37

の定義に関する根拠法令・・・・・・・・・・・・・・35

## 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、富山県内の交通不便地域を中心として、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町村、特定非営利活動法人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸支局における事故防止対策の実施状況、事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

- (1) 調査対象機関 富山運輸支局
- (2) 関連調査対象機関 富山県、市町(氷見市、南砺市、上市町)、関係事業者・団体等(3)

## 3 担当部局

富山行政評価事務所

## 4 実施時期

平成27年8月~28年3月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営

## 通 知 説明図表番号

## (1) 共通

## 【制度の概要】

自家用自動車は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 78 条により、市町村、特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)等を行うときを除き、有償で運送の用に供してはならないとされており、自家用有償旅客運送を行おうとする者は、法第 79 条により、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないとされている。

また、自家用有償旅客運送とは、道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第75 号。以下「施行規則」という。)第49条第1項各号により、i)市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送(以下「市町村運営有償運送」という。)、ii)特定非営利活動法人又は社会福祉法人等施行規則第48条各号に掲げる者(以下「NPO法人等」という。)が過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民等であって旅客の名簿に記載されている者等の運送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)、iii)NPO法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、身体障害者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客の名簿に記載されている者等の運送(以下「福祉有償運送」という。)とされている。

## (2) 地域公共交通会議等の設置、同会議及び議事概要の公表・公開 【制度の概要】

地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、法、施行規則及び「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号(最終改正:平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号)国土交通省自動車交通局長通達)の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」(以下「交通会議ガイドライン」という。)に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価(以下「料金」という。)に関する事項等を協議することとされている。

また、交通会議を設置した地方公共団体は、交通会議ガイドライン 2 (4)により、設置した旨を公表するものとするとされている。

さらに、交通会議の開催については、交通会議ガイドライン2(5)により、原則として公開とするとされており、開催日時及び場所、議題、協議の概要等を記

図表 1 - (1)

図表 1-(2)-①図表 1-(2)-② 載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとされている。

### 【調査結果】

富山県内市町村における交通会議(交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定に基づき設置される協議会を合同の会議として設置している場合を含む。以下同じ。)の設置状況及びこのうち今回調査対象とした3市町(氷見市、南砺市及び上市町)における交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要の公開の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 県内市町村の交通会議の設置状況

富山県内の15市町村のうち、14市町において交通会議が設置されている。

図表 1-(2)-(3)

イ 調査対象市町における交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要 の公開の状況

交通会議が設置されている14市町のうち、調査した3市町(氷見市、南砺市及び上市町)についてはいずれも、次のとおり、平成24年度から26年度までの間において、交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要の公開について、交通会議ガイドラインにのっとった運営が行われておらず、住民が協議の過程、結果等を確認できない状況がみられた。

図表 1-(2)-4

- (ア) 3 市町のうち、1 市 (氷見市) については、交通会議の設置に係る公表が 行われていない。
- (4) 3市町については、いずれも交通会議及び議事概要が公開されていない。 なお、このうち2市町(氷見市及び上市町)については、交通会議の設置 要綱において、交通会議は公開するものと規定されている。

これらについて、調査した3市町の意見は次のとおりである。

- (ア) 氷見市は、交通会議ガイドラインがあることについては承知しているものの、設置の公表及び会議や議事概要の公開が必要とまでの認識はなかったためとしており、同市は、今後、議事概要の公開を検討したいとしている。
- (4) 南砺市は、i) 交通会議ガイドラインがあることについては承知している ものの、会議の公開又は議事概要の作成・公開が必要とまでの認識がなかっ たため、ii) 南砺市総合公共交通計画検討委員会設置要綱の策定時から会議 の公開は規定されておらず、改正時にも特段盛り込む必要性を認識していな かったためとしている。
- (ウ) 上市町は、交通会議ガイドラインがあることについては承知しているものの、協議の過程よりも協議の結果としてのコミュニティバスの停留所、時刻表等の公開を優先しているためとしている。

これについて、富山運輸支局は、調査対象市町に事実関係を確認していない ものの、交通会議ガイドラインにのっとった運営がされていない事実があるの であれば、交通会議に関する国土交通省の考え方が理解されるよう助言等をしたいとしている。

なお、富山運輸支局は、平成27年12月に開催された南砺市総合公共交通計画検討委員会(南砺市が設置する交通会議)において、交通会議ガイドラインにのっとった運営がされていない事実があるのであれば当該ガイドラインにのっとった運営を行うようにとの、助言を行ったとしている。

## (3) 運営協議会の設置、同会議及び議事録の公表・公開

### 【制度の概要】

自家用有償運送に係る運営協議会は、法、施行規則及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第145号(最終改正:平成27年4月1日付け国自旅第370号)国土交通省自動車交通局長通達)の別紙「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」(以下「運営協議会ガイドライン」という。)に基づき、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、料金その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議することとされている。

また、運営協議会を設置した地方公共団体は、運営協議会ガイドライン2(4) により、設置した旨を公表するものとされている。

さらに、運営協議会の開催については、運営協議会ガイドライン2(5)により、 原則として公開とするとされており、開催日時及び場所、議題、協議の概要等を 記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとされている。

加えて、富山運輸支局は、北陸信越運輸局自動車交通部長から発出された「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」(平成23年7月6日付け北信交旅第257号北陸信越運輸局自動車交通部長通達。以下「平成23年通達」という。)により、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとされている。

## 【調査結果】

富山県内市町村における運営協議会の設置状況及びこのうち今回調査対象とした3市町(氷見市、南砺市及び上市町)のうち、運営協議会を設置している氷見市及び南砺市における運営協議会の設置に係る公表並びに会議の公開及び議事録の公表の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 県内市町村の運営協議会の設置状況

富山県内の15市町村のうち、6市において運営協議会が設置されている。

図表 1-(3)-4

イ 調査対象市における運営協議会の設置に係る公表、同会議の公開及び議事録 の公表状況

調査した2市(氷見市及び南砺市)のうち、1市(氷見市)については、平成24年度から26年度までの間において、運営協議会の設置に係る公表並びに

図表 1 - (3) - ⑤

図表 1-(3)-(1)図表 1-(3)-(2)

図表 1-(3)-(3)

同会議の公開及び議事録の公表について、次のとおり、運営協議会ガイドラインにのっとった運営が行われておらず、住民が協議の過程、結果等を確認できない状況がみられた。

- (ア) 氷見市過疎地域有償運送運営協議会(以下「氷見市運営協議会」という。) の設置に係る公表が行われていない。
- (イ) 氷見市運営協議会の会議及び議事録のいずれも公開・公表されておらず、 氷見市過疎地域有償運送運営協議会設置要綱においても、運営協議会は公開 するものと規定されていない。

これらについて、氷見市運営協議会を主宰する氷見市は、運営協議会ガイドラインがあることは承知しているものの、i)設置の公表が必要とまでの認識はなかったこと、ii)運営協議会の内容が、地区内に限定されたものであり、各地区・行政双方の事情をよく理解している自治会の委員が住民代表として参加していることから、会議又は議事録の公開・公表の必要性までは感じていなかったが、今後、議事録の公表を検討したいとしている。

これについて、富山運輸支局は、調査対象市に事実関係を確認していないものの、運営協議会ガイドラインにのっとった運営がされていない事実があるのであれば、運営協議会に関する国土交通省の考え方が理解されるよう助言等をしたいとしている。

## (4) 運営協議会構成員の選任状況

## 【制度の概要】

自家用有償旅客運送に係る運営協議会は、施行規則第51条の8第1項により、 運営協議会を主宰する市町村長等、住民又は旅客、運営協議会を主宰する市町村 長等の管轄する区域内において現に福祉有償運送等を行っているNPO法人等 などにより構成するものとされている。

また、運営協議会ガイドライン4 (1) においても、運営協議会の構成員は、 施行規則第51条の8第1項に掲げる者とするとされている。

さらに、平成23年通達においては、運営協議会の主宰者である市町村事務局 と連携を図りつつ、自家用有償旅客運送制度が適切、かつ、確実に実施されるよ う努める旨が記載されている。

## 【調査結果】

今回調査対象とした3市町(氷見市、南砺市及び上市町)のうち、運営協議会を設置している氷見市及び南砺市の運営協議会については、いずれも、次のとおり、平成24年度から26年度までの間において、施行規則により構成員として選任することとされている現に区域内で公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等が、構成員として選任されていない状況がみられた。

図表 1 - (4) - (1)

図表 1-(4)-(2)

図表 1-(4)-(3)

図表 1-(4)-4

- ア 氷見市運営協議会においては、現に区域内で公共交通空白地有償運送を行っている団体が構成員として選任されていない。
- イ 南砺市福祉有償運送等運営協議会(以下「南砺市運営協議会」という。)に おいては、現に区域内で福祉有償運送を行っている団体が構成員として選任さ れていない。

これらについて、調査した2市の意見は次のとおりである。

- ア 氷見市運営協議会を主宰する氷見市は、平成27年度以降は、いずれの団体 も、オブザーバーとして会議に参加しているが、同市は、今後の氷見市運営協 議会では現に区域内で公共交通空白地有償運送を行っている団体を構成員に 加えたいとしている。
- イ 南砺市運営協議会を主宰する南砺市は、同協議会発足当初は、現に区域内で 福祉有償運送を行っている団体が福祉有償運送を行っていなかったため問題 はなかったものの、運営協議会ガイドラインの規定に係る認識が十分でなかっ たこともあり、運送を開始した後も構成員となっていないが、同協議会の構成 員となっている他団体の会長が現に区域内で福祉有償運送を行っている団体 の理事を務めていることから、現に区域内で福祉有償運送を行っている団体関 係者が会議に参加している状況にはあるとしている。

なお、南砺市は、平成27年12月16日、南砺市福祉有償運送等運営協議会設置要綱(平成18年2月8日告示第3号)を改正し、「福祉有償運送実施団体の代表」が構成員として選任されることとなり、今後の同協議会には、構成員として加えたいとしている。

これらについて、富山運輸支局は、いずれの運営協議会についても、現に有償 運送を行っている者の出席はあったものの構成員とはなっていなかったため、施 行規則第51条の8第1項に定める者を運営協議会の構成員とするよう指導する こととしたいとしている。

## (5) 市町村の交通会議及び運営協議会の担当者に対するガイドラインの周知状況 【制度の概要】

国土交通省が交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインを改正した場合、北陸信越運輸局から富山運輸支局に「『地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について』の一部改正について」又は「『運営協議会に関する国土交通省としての考え方について』の一部改正について」が送付され、富山運輸支局は、これらの通知を地方公共団体等関係者に周知の上、遺漏のないよう取り扱うよう求められている。

図表 1-(5)-①

図表 1-(5)-②

#### 【調査結果】

富山運輸支局は、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインが改正さ

れた場合には、市町村の交通会議又は運営協議会の担当者に対して文書を送付し 周知を図るとともに、これらの担当者も出席する富山県主催の会議の席上などで ガイドラインの内容についての情報提供を行っているほか、これらの担当者から 照会があった際に具体的な説明を行っていること等で対応しているとしている。

一方、今回調査した3市町(氷見市、南砺市及び上市町)の交通会議又は運営協議会においては、上述のとおり、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインにのっとった運営が行われていない状況がみられた。

これらについて、調査した3市町の交通会議又は運営協議会の現在の担当者は、着任した時期(最も古い者で平成24年度)以降において、いずれも富山運輸支局から交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインについて具体的な説明を受けたことがなく、認識不足の点もあったので、これらのガイドラインの内容を周知するための研修が行われることが望ましいとしている。

図表 1 - (2) - ④ (再掲)

図表 1 - (3) - ⑤ (再掲)

### 【所見】

したがって、富山運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 交通会議及び運営協議会の設置に係る公表並びにこれらの会議及び議事録が公開・公表されていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公表・公開するよう助言すること。
- ② 運営協議会の構成員が施行規則に基づき適切に選任されるよう、運営協議会を主宰する市に対して助言すること。
- ③ 市町の交通会議担当者、運営協議会担当者等に対し、交通会議、運営協議会の場等を利用するなどして、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインの内容の周知を図ること。

## 図表 1 - (1) 自家用有償旅客運送に関する根拠法令

## 〇 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) (抄)

(目的)

第1条 この法律は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

## (有償運送)

- 第78条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、 有償で運送の用に供してはならない。
  - 一 (略)
  - 二 <u>市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)</u>、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法 律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する 特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条 の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
  - 三 (略)

(登録)

第 79 条 <u>自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない</u>。

## 〇 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)(抄)

(法第78条第2号の者)

第 48 条 法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

 $-\sim$ 五 (略)

六 社会福祉法人

七~九 (略)

#### (自家用有償旅客運送)

- 第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。
  - 一 <u>市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送</u> (以下「市町村運営 有償運送」という。)
  - 二 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する 特定非営利活動法人又 は前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。) が 過疎地域自立促進特別措置 法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する 過疎地域その他の交通が著しく不便な地域 において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を 反復継続して行う者 であつて第 51 条の 25 の名簿に記載されている者 及びその同伴者の運送(以 下「公共交通空白地有償運送」という。)
  - 三 特定非営利活動法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人 の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務

適正化特別措置法 (昭和 45 年法律第 75 号) 第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。) <u>その他の公共交通機関を利用することが困難な者</u> (次項第 3 号において「身体障害者等」という。) <u>であって第 51 条の 25 の名簿に記載されている者</u>及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

- イ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
- 2 (略)

(旅客の名簿)

- 第51条の25 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サ ービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備 えて置かなければならない。
  - 一 氏名
  - 二 住所
  - 三 福祉有償運送にあっては、運送を必要とする理由
  - 四 その他必要な事項
- (注)下線は当事務所が付した。

## 図表 1 - (2) - ① 地域公共交通会議の協議等に関する根拠法令

#### 〇 道路運送法(昭和26年法律第183号)(抄)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。) は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定め る運賃及び料金を除く。以下この条、(中略)において「運賃等」という。)の上限を定め、国土 交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 (略)
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、 あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同 様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客 輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通 省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交 通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自 動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届 け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。
- 5 (以下略)

(登録)

第 79 条 <u>自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならな</u>い。

(登録の申請)

第79条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に 提出しなければならない。

一~四 (略)

2 前項の 申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める 事項を記載した書類を添付 しなければならない。

(有効期間の更新の登録)

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、<u>国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければな</u>らない。

 $2 \sim 4$  (略)

(変更登録等)

第79条の7 <u>第79条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は</u>、第79条の2 第1項各号に掲げる<u>事項の変更(第3項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通</u>大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、(中略)この限りでない。

 $2 \sim 4$  (略)

〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(法第9条第4項の合意しているとき)

第9条の2 <u>法第9条第4項 の合意しているときとは</u>、同項 の 届出に係る運賃等について地域公共 <u>交通会議</u> (地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な 一般乗合旅客自動車運送事業及び第49条第1号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行う ために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)<u>又は協議会</u>において協議が調つているときとする。

(申請書に添付する書類)

第51条の3 法第79条の2第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

 $-\sim$  三 (略)

四 <u>市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議</u>が調つていることを証する書類

五 (以下略)

(有効期間の更新の登録)

第51条の10 法第79条の6第1項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一~五 (略)

- 2 前項の更新登録申請書には、第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 (以下略)

(変更登録)

- 第51条の11 法第79条の7第1項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。
  - 一~四 (略)
- 2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一 (略)
  - 二 <u>市町村運営有償運送を行う者が第51条の2第1号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを</u> 証する書類
  - 三 (以下略)
- (注) 下線は当事務所が付した。

# 図表 1 - (2) - ② 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について (平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号(最終改正:平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号)国土交通省自動車交通局長通達)(抜粋)

今般の道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多くの地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービスの提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

(中略)

(別紙)

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

1 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置する ものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

- 2 地域公共交通会議の設置及び運営
- (1)~(3) (略)
- (4) 地域公共交通会議を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- (5) 地域公共交通会議の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあっては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りに

より意見の聴取及び議決(道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。)を行うことができるものとする。

#### (6) (以下略)

- (注) 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。
  - 2 下線は当事務所が付した。

図表 1 - (2) - ③ 富山県内市町村における交通会議の設置状況

市町村名	交通会議の設置状況	備考
富山市	設置	
高岡市	設置	
魚津市	設置	合同で設置
氷見市	設置	
滑川市	設置	合同で設置
黒部市	設置	合同で設置
砺波市	設置	
小矢部市	設置	合同で設置
南砺市	設置	
射水市	設置	
舟橋村	未設置	
上市町	設置	
立山町	設置	
入善町	設置	
朝日町	設置	
計	14	_

<sup>(</sup>注) 1 当事務所の調査結果による。

## 図表 1 - (2) - ④ 調査対象市町における交通会議の公開等の状況

項	į II						市	丁名	氷見市	南砺市	上市町
交	通	会	議	設	置	$\mathcal{O}$	公	表	公表なし	公表あり	公表あり
交	通	会	議	$\mathcal{O}$	公	開	状	況	公開なし	公開なし	公開なし
	交通	会議	公開	の設	置要	綱~	の訂	己載	記載あり	記載なし	記載あり

<sup>(</sup>注) 当事務所の調査結果による。

## 図表 1 - (3) - ① 運営協議会の協議等に関する根拠法令

## 〇 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) (抄)

(登録)

第 79 条 <u>自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない</u>。

(登録の申請)

<sup>2 「</sup>備考」欄の「合同で設置」とは、交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定に 基づき設置される協議会を合同の会議として設置されている場合をいう。

第79条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に 提出しなければならない。

一~四 (略)

2 前項の 申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める 事項を記載した書類を添付 しなければならない。

(有効期間の更新の登録)

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければな らない。

 $2 \sim 4$  (略)

(変更登録等)

第79条の7 <u>第79条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、</u>第79条の2 第1項各号に掲げる<u>事項の変更(第3項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通</u>大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、(中略)この限りでない。

 $2 \sim 4$  (略)

〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(申請書に添付する書類)

第51条の3 法第79条の2第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一~四 (略)

五 <u>公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第51条の7に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類</u>

六 (以下略)

(有効期間の更新の登録)

- 第51条の10 法第79条の6第1項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。
  - 一~五 (略)
- 2 前項の更新登録申請書には、第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 (以下略)

(変更登録)

- 第51条の11 法第79条の7第1項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。
  - 一~四 (略)
- 2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一、二 (略)
  - 三 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第79条の2第1項第二号に掲げる事項 を変更し、又は第51条の2第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は 増加について、運営協議会において協議が調つていることを証する書類

四 (以下略)

(注)下線は当事務所が付した。

## 図表 1 - (3) - ② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成 18 年 9 月 15 日付け 国自旅第 145 号(最終改正: 平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号) 国土交通省自動 車交通局長通達)(抜粋)

今般の道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

(中略)

(別紙)

運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

1 運営協議会の目的

運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。 運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

2 運営協議会の設置及び運営

(1)~(3)(略)

- (4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- (5) <u>運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる</u>ものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあっては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決(道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。)を行うことができるものとする。

- (6) (以下略)
- (注) 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。
  - 2 下線は当事務所が付した。

## 図表 1 - (3) - ③ 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について (平成 23 年 7 月 6 日付け北信交旅第 257 号北陸信越運輸局自動車交通部長通達) (抜粋)

標記について、自動車交通局旅客課長から別紙のとおり通達があったので、<u>了知されるとともに、</u> 運営協議会の主宰者である市町村等へ周知願います。

(別紙)

自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について

(中略)

- 1 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨等の理解向上に向けた取り組み
  - (1) 運輸支局は、運営協議会を主宰する市町村と積極的に連携を図り、両者協力しつつ運営協議会を運営することとする。

また、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時 及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きか けることとする。

- (2) (以下略)
- (注)下線は当事務所が付した。

図表 1 - (3) - ④ 富山県内市町村における運営協議会の設置状況

<u> </u>		112 -		
市町村名	運営協議会の設置状況	備考		
富山市	設置	福祉有償運送		
高岡市	設置	公共交通空白地有償運送		
魚津市	未設置			
氷見市	設置	公共交通空白地有償運送		
滑川市	未設置			
黒部市	未設置			
砺波市	設置	福祉有償運送		
小矢部市	未設置			
南砺市	設置	福祉有償運送		
射水市	設置	福祉有償運送		
舟橋村	未設置			
上市町	未設置			
立山町	未設置			
入善町	未設置			
朝日町	未設置			
計	6	_		

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
  - 2 「備考」欄の「福祉有償運送」は福祉有償運送に係る運営協議会であることを、また、「公共交通空白地有償 運送」は公共交通空白地有償運送に係る運営協議会であることを表す。

#### 図表 1 - (3) - (5) 調査対象市町における運営協議会の公開等の状況

市町名 項目								市町	丁名	氷見市	南砺市	上市町
運	営	協	議	会	設	置	の	公	表	公表なし	公表あり	未設置
運	営	協	議	会	0)	公	開	状	況	公開なし	公開あり	_
	運営協議会公開の設置要綱への記載								戝	記載なし	記載なし	_

(注) 当事務所の調査結果による。

## 図表 1-(4)-① 運営協議会の構成員に関する根拠法令

## 〇 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)(抄)

(運営協議会の構成員等)

- 第51条の8 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。
  - 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - 六 <u>運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白</u> 地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等
- 2 (以下略)
- (注)下線は当事務所が付した。

## 図表 1 - (4) - ② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成 18 年 9 月 15 日付け 国自旅第 145 号(最終改正:平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号)国土交通省自動 車交通局長通達)(抜粋)

今般の道路運送法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 40 号)の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

(中略)

(別紙)

運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

 $1 \sim 3$  (略)

- 4 運営協議会の構成員
  - (1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により、地域の実情により構成員に上記以外の者を加えることができる。
  - (2) (以下略)
- (注) 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

## 図表 1 - (4) - ③ 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について (平成 23 年 7 月 6 日付け北信交旅第 257 号北陸信越運輸局自動車交通部長通達) (抜粋)

標記について、自動車交通局旅客課長から別紙のとおり通達があったので、<u>了知されるとともに、</u> 運営協議会の主宰者である市町村等へ周知願います。

(別紙)

自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について

運営協議会の運営等については、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号自動車交通局長通達「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」及び同日付け国自旅第 143 号自動車交通局長通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 145 号自動車交通局長通達「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(以下「ガイドライン」という。)、平成 21 年 5 月 21 日付け国自旅第 35 号自動車交通局旅客課長通達「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」(以下「留意点通達」という。)等により取り扱っているところである。

(中略)

今般、取りまとめた報告書における改善策に対する対応について、下記のとおり整理することとしたので、<u>了知のうえ、運営協議会の主宰者である市町村(道路運送法施行規則第51条の7に規定する</u>運営協議会の主宰者。以下同じ。)事務局と連携を図りつつ、自家用有償旅客運送制度が適切、かつ、<u>確実に実施されるよう努められたい</u>。

(以下略)

(注) 下線は当事務所が付した。

図表 1 - (4) - ④ 調査した 2 市における運営協議会の構成員の状況

	こしにと 川にのい 公連占 励機太の情次	156 AN DUNO	
運営協議会名区分	氷見市運営協議会	南砺市運営協議会	備考
運営協議会を主宰する市町村長又は都道 府県知事その他の地 方公共団体の長	氷見市長の指名する職員 (氷見市まちづくり推進部長)	行政機関の職員 (南砺市民生部長)	
一般旅客自動車運送 事業者及びその組織 する団体	氷見市を営業区域に含むバス事業 者及びその組織する団体	一般旅客自動車運送事業者及びそ の事業者が組織する団体の代表	
住民又は旅客	自家用有償旅客運送の利用者代表	<ul><li>・地域住民の代表</li><li>・有償運送の利用者代表</li></ul>	
地方運輸局長	北陸信越運輸局富山運輸支局長の 指名する職員 (北陸信越運輸局富山運輸支局首 席運輸企画専門官(輸送・監査部 門))	北陸信越運輸局富山運輸支局長又 はその指名する職員 (北陸信越運輸局富山運輸支局首 席運輸企画専門官(輸送・監査部 門))	
一般旅客自動車運送 事業者の事業用自動 車の運転者が組織す る団体	一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転手が組織する団体	市内の交通機関及び運転者が組織する団体の代表	
運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等	選任されることとなっておらず、 選任されていない	選任されることとなっておらず、 選任されていない ※ 当事務所の調査日以降におい て、運営協議会設置要綱を改正 し、「福祉有償運送実施団体の代 表」が構成員として選任される こととなった。	
学識経験を有する者 その他の運営協議会 の運営上必要と認め られる者 その他	学識経験者その他必要と認められる者	その他市長が必要と認める者 (南砺市民生部住民生活課長) ボランティアの団体代表	
C V / IE		がフマテイテの団件17次	

<sup>(</sup>注) 氷見市及び南砺市の資料に基づき当事務所が作成した。

## 図表 1 - (5) - ① 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について (平成 27 年 4 月 1 日 付け北信交旅第 6 号北陸信越運輸局長通達) (抜粋)

標記について、自動車局長より別添のとおり一部改正の通知があったので、<u>了知されるとともに、</u> <u>地方公共団体等関係者に周知</u>の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

(別添)

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

(以下略)

(注) 下線は当事務所が付した。

## 図表 1 - (5) - ② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について (平成 27 年 4 月 1 日付け北 信交旅第 7 号北陸信越運輸局長通達) (抜粋)

標記について、自動車局長より別添のとおり一部改正の通知があったので、<u>了知されるとともに、</u>地方公共団体等関係者に周知の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

(別添)

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

(以下略)

- (注) 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。
  - 2 下線は当事務所が付した。

## 2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の徹底

通 知	説明図表番号
(1) 運転者の健康状態の把握	
【制度の概要】	
事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項により、	図表 2-(1)-①
労働者(注)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断	
を行なわなければならないとされており、当該健康診断における受診項目につい	
ては、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第 1 項により、	
①既往歴及び業務歴の調査、②自覚症状及び他覚症状の有無の検査、③身長、体	
重、腹囲、視力及び聴力の検査等と定められている。	
また、自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の18第1項、「市町村運営	図表 2-(1)-②
有償運送の登録に関する処理方針について」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第	
141 号国土交通省自動車局長通知)、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処	
理方針について」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号国土交通省自動車局	
長通知)及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月	
15 日付け国自旅第 143 号国土交通省自動車交通局長通知)により、乗務しよう	
とする運転者に対して、疾病その他の理由により安全な運転をすることができな	
いおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するた	
めに必要な指示を与えることとされているほか、施行規則第51条の19第1項第	
7号により、運転者ごとに、運転者の健康状態を記載した運転者台帳を作成し、	
これを事務所に備えて置かなければならないとされているなど、自家用有償旅客	
運送者は、運転者の健康状態を把握した上で、運行管理を行うことが必要とされ	
ている。	
(注) 労働安全衛生法第2条により、「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所	
に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定義されている。	
【調査結果】	
今回、調査対象とした i ) 市町村運営有償運送の運行を旅客自動車運送事業者	図表 2-(1)-3
に委託している2市町(南砺市及び上市町)、ii)市町村運営有償運送の運行を	
市町から受託して運行している1旅客自動車運送事業者並びにiii)自ら公共交通	
空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている2NPO法人等の5自家用有償	
旅客運送者等について、健康診断等その他の適切な方法による運転者の健康状態	
の把握状況及び運行開始前の運転者への健康状態の確認状況を調査した結果、次	
のような状況がみられた。	
ア 南砺市(自家用有償旅客運送者)は、市営バスの運行を旅客自動車運送事業	
者(5事業者)に委託しており、各事業者が運転手に対する健康診断を実施す	
るものとしているものの、当事務所が、平成24年度から26年度までの間に事	
故を起こした5事業者の8名の運転手について、健康診断の受診状況を確認し	
たところ、1事業者の1名は、事業者が実施している健康診断を本人の意向に	
より受診していない。	

これについて、同市は、運行を委託している各事業者に、運行開始前に乗務する運転者の健康状態を確認させており、当該実施状況については、毎月各事業者から「安全な運転のための確認表」の提出を受けて確認しているとしている。

イ 福祉有償運送を行う1NPO法人等(自家用有償旅客運送者)は、ボランティアとして選任している運転者は、個人で健康診断を受診している可能性はあるとしているものの、実際に受診しているか否かについては確認しておらず、 当該結果についても把握していない。

これについて、当該NPO法人等は、運転者の健康状態について、運転者からの自己申告があれば運転者台帳に記載することとしているほか、各営業所の運行管理責任者又は担当職員が、運行開始前に乗務する運転者に対し、対面により健康状態を確認しているとしている。

ウ 公共交通空白地有償運送を行う1NPO法人等(自家用有償旅客運送者)は、 運転者(2名は自費で受診、ほか1名は当該NPO法人等が費用負担)が1年 に1回健康診断を受診していることは把握しているとしているものの、当該結 果については把握しておらず、運行開始前に乗務する運転者への点呼も実施し ていない。

これについて、当該NPO法人等は、運行する2路線が合流するバス停留所において、運転者が対面し、相互に運転に支障のない体調であるか否かを確認しており、運行開始前ではないものの、運転者の健康状態については確認を行っているとしている。

これらについて、富山運輸支局は、健康診断の受診については、労働安全衛生 法に基づき、運転者を直接雇用している事業者が実施すべきものであること及び 自家用有償旅客運送者にはボランティアの運転者もいることから、自家用有償旅 客運送を実施していることを根拠に健康診断を実施すべきとまでは言えないも のの、自家用有償旅客運送者が運転者の健康状態の把握及び安全確認を行うこと は必要であるとしている。

## (2) 自家用有償旅客運送自動車等における標章の表示及び車内への掲示 【制度の概要】

自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の23、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」により、使用する自家用有償旅客運送自動車の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を見やすいように表示するとともに、登録証の写しを当該自動車に備え付けなければならないとされている。

また、市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の24及び「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」により、自家用有償旅客運送自動車内に当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに料金に関する事項を

図表 2-(2)-(1)

図表 2-(2)-2

旅客に見やすいように掲示しなければならないとされており、公共交通空白地有 償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の19 第3項、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」又は「福 祉有償運送の登録に関する処理方針について」により、自家用有償旅客運送者の 名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などを記載した運転者証を旅客に見 やすいように表示、自家用有償旅客運送自動車内に掲示又は運転者に携行させな ければならないとされている。

図表 2-(2)-3

## 【調査結果】

今回、調査対象としたi)市町村運営有償運送の運行を旅客自動車運送事業者に委託している2市町(南砺市及び上市町)、ii)市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している1旅客自動車運送事業者並びにiii)自ら公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている2NPO法人等の5自家用有償旅客運送者等が保有する自家用自動車及び事業用自動車から、事業者ごとに1台を抽出して調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 南砺市保有の自家用自動車においては、自動車の両側面に、自家用有償旅客 運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号が記載された標章が表示 されるとともに、登録証の写しも備え付けられているほか、車内に自家用有償 旅客運送者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号及び料金が掲示されている。

図表 2-(2)-(4)

イ 上市町保有の自家用自動車においては、登録証の写しは備え付けられている ものの、自動車の両側面に標章の表示がされていないほか、車内には自家用有 償旅客運送者の名称、運転者の氏名及び自動車登録番号の掲示はなく、料金の みが掲示される状況となっている。

図表 2 - (2) - ④ (再掲)

これについて、上市町は、自家用有償旅客運送自動車の両側面への標章の表示及び料金以外の事項に係る車内の掲示が必要であるとの認識がなかったためであるとしている。

図表 2-(2)-⑤

ウ 福祉有償運送を行う1NPO法人等保有の自家用自動車においては、自動車 の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録 番号が記載されたマグネットの標章が貼り付けられて表示されるとともに、登 録証の写しも備え付けられている。

また、自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などについては、車内に掲示されていないものの、運転者が首から提げて携帯する運転者証に記載されており、旅客が確認可能なものとなっている。

エ 公共交通空白地有償運送を行う1NPO法人等保有の自家用自動車においては、自動車の右側面にのみ、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号が記載された標章が表示されるとともに、登録証の写しも備え付けられているものの、自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などが記載された運転者証を作成しておらず、旅客への表示又は車内への掲示も行われていない。

図表 2 - (2) - ⑤ (再掲)

これについて、当該NPO法人等は、車両両側面への標章の表示並びに運転 者証の作成及び旅客への表示又は車内への掲示が必要であるとの認識がなか ったためであるとしている。

これらについて、富山運輸支局は、調査対象機関に事実確認をしていないものの、事実であれば、自家用有償旅客運送者に対し、法令に定める表示、掲示等を行うよう指導していきたいとしている。

### (3) 輸送実績報告書の提出状況

### 【制度の概要】

旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号。以下「報告規則」という。)第2条及び第2条の2により、毎年5月31日までに前年度の概況(車両数、路線等)、輸送実績(走行キロ、輸送人員、運送収入等)及び事故件数(交通事故件数、重大事故件数、死者数、負傷者数)について記載された輸送実績報告書を運輸支局長等に提出することとされている。

図表 2-(3)-(1)

図表 2-(3)-2

## 【調査結果】

今回、当事務所が、富山県内の全22 自家用有償旅客運送者による平成26 年度 分の輸送実績報告書の富山運輸支局への提出状況を調査した結果、次のとおり、 22 件中15 件(68.2%)において、法定期限を超過している状況がみられた。

ア 報告期限を遵守(7自家用有償旅客運送者)

イ 報告期限を超過して提出(15 自家用有償旅客運送者)

これについて、富山運輸支局は、輸送実績報告書について、自家用有償旅客運送者の有効期間の更新及び変更登録に係る判断を行う際の基礎的な資料となるため必要であるとしているほか、実績を踏まえた輸送の安全に係る適切な指導を行うためにも必要であるとしている。

また、富山運輸支局は、輸送実績報告書の提出について、有償旅客運送の登録時に説明するとともに、輸送実績報告書の提出期限を厳守していない自家用有償旅客運送者に対し、口頭で提出期限を守るよう指導を行っているものの、輸送実績報告書の提出期限内に、文書で提出を促したことはないとしており、今後は輸送実績報告書の提出期限の遵守について周知していきたいとしている。

#### (4) 輸送実績報告書における交通事故の報告状況

#### 【制度の概要】

自家用有償旅客運送者並びに同者から運行業務及び運行管理業務の委託を受けた旅客自動車運送事業者は、施行規則第51条の21第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第26条の2により、自家用有償旅客運送自動車及び事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時、発生場所、原因、再発防止策を記載した事故記録を作成・保存することとされている。

図表 2-(4)-①

また、自家用有償旅客運送者並びに同者から運行業務及び運行管理業務の委託

を受けた旅客自動車運送事業者は、報告規則第2条及び第2条の2により、毎年5月31日までに前年度の概況(車両数、路線等)、輸送実績(走行キロ、輸送人員、運送収入等)及び事故件数(交通事故件数、重大事故件数、死者数、負傷者数)について記載された輸送実績報告書を運輸支局長等に提出することとされている(再掲)。

図表 2 - (3) - ① (再掲)

なお、輸送実績報告書の備考欄には、報告するべき内容として、「交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。」、「重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。」と記載されており、このうち、交通事故については道路交通法で「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」と規定されており、重大事故については自動車事故報告規則第2条に具体的に定義されている。

図表 2-(4)-2

## 【調査結果】

今回、調査対象としたi)市町村運営有償運送の運行を旅客自動車運送事業者に委託している2市町(南砺市及び上市町)、ii)市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している1旅客自動車運送事業者並びにiii)自ら公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている2NPO法人等の5自家用有償旅客運送者等の事故記録、輸送実績報告書及び自動車事故報告書を調査した結果、次のような状況がみられた。

図表 2-(4)-(3)

- ア 市町村運営有償運送を行う南砺市(自家用有償旅客運送者)は、施行規則第 51条の21第2項に基づき、平成24年度から26年度までの間において発生した10件の自損事故等に係る事故記録を作成・保存しているものの、輸送実績報告書に記載するべき交通事故には該当しないとして、輸送実績報告書による報告を実施していない。
- イ 市町村運営有償運送を行う上市町(自家用有償旅客運送者)は、同町が保有するバスの運行中に発生した交通事故について、全て輸送実績報告書により報告している。
- ウ 市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している事業者(旅客自動車運送事業者)は、当該事業者が保有するバスの運行中に発生した事故のうち、当該事業者には事故の責任がない無責事故については、輸送実績報告書による報告を実施していない。
- エ 公共交通空白地有償運送を行う1NPO法人等(自家用有償旅客運送者)は、 平成27年度に追突事故の被害者となったにもかかわらず、運転者から当該事 故の報告がなかったため、事故記録を作成していない。

また、当該NPO法人等は、車体の下部に備え付けられた可動式のステップが縁石等に接触するなどの軽微な事故については、これまでに数件発生しているものの、事故として認識していないため、事故記録を作成しておらず、輸送実績報告書による報告も実施していない。

なお、これらの事故を報告していない3団体は、輸送実績報告書の備考欄に交 通事故の定義が記載されているものの明確ではなく、これまでに、富山運輸支局 からも具体的な説明を受けたことがなく、未報告の交通事故が報告するべき交通 事故に該当するとの認識がなかったためであるとしているほか、市町村運営有償 運送の運行を市町から受託して運行している事業者においては、今後は責任の有 無にかかわらず、交通事故として富山運輸支局に報告するとしている。

これについて、富山運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録時に、輸送実績報告書の記載方法及びその提出の必要性を説明しており、責任の有無を問わず、人身事故及び物損事故の合計件数が輸送実績報告書の交通事故件数として計上されているとしているものの、輸送実績報告書において報告対象となる交通事故については、輸送実績報告書の備考欄に記載のとおりであると説明しているのみであり、具体的な事例を交えた説明は行っていないとしている。

なお、富山運輸支局は、重大性のある交通事故については、報道機関の情報に加えて、警察の協力により情報収集を図っているとしている。

## 【所見】

したがって、富山運輸支局は、自家用有償旅客運送者等に対し、輸送の安全を 確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 運転者の健康状態の確認や運転者に対する安全な運転のための確認を適切 に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該確認を実施するよう指導 すること。
- ② 自家用有償旅客運送者等に対し、自家用有償旅客運送自動車における標章の表示及び車内の掲示に係る法令等の規定の周知徹底を図るとともに、車両の標章の表示、運転者証や料金の車内掲示、車内における登録証の備付け等を適切に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該掲示等に係る法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ③ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない自家用有償旅客運送者等に 対し、当該報告書の提出期限を遵守するよう指導すること。
- ④ 自家用有償旅客運送者等に対し、輸送実績報告書で報告することとされている交通事故の定義等について、関係法令を文書で示すとともに、事故記録の作成及び報告対象となる交通事故の当該報告書への記載を確実に行うよう指導すること。

## 図表2-(1)-① 運転者に対する健康診断に関する根拠法令

## 〇 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抄)

(健康診断)

第66条 <u>事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断</u>(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)<u>を行わなければなら</u>ない。

 $2 \sim 5$  (略)

## 〇 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) (抄)

(定期健康診断)

- 第44条 <u>事業者は、常時使用する労働者</u>(第45条第1項に規定する労働者を除く。)<u>に対し、1年以</u> 内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
  - 一 既往歴及び業務歴の調査
  - 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
  - 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
  - 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
  - 五 血圧の測定
  - 六 貧血検査
  - 七 肝機能検査
  - 八 血中脂質検査
  - 九 血糖検査
  - 十 尿検査
  - 十一 心電図検査
- $2 \sim 4$  (略)
- (注) 下線は当事務所が付した。

## 図表2-(1)-② 運転者の健康状態の把握に関する根拠法令等

#### 〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第51条の18 <u>自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</u>

2 (略)

(運転者台帳及び運転者証)

第51条の19 <u>自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。</u>

一~六(略)

七 運転者の健康状態

## 〇 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号 国土交通省自動車局長通知)(抜粋)

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)、(2)(略)

- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施
  - ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、 指示の記録は、参考様式第ロ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。 運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を 講ずるものとする。
  - ② 施行規則第51条の18第2項に定める<u>運転者が乗務した場合の乗務記録は、</u>参考様式第ハ号を参考として<u>運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。</u>

(4)~(10) (略)

## 〇 公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号国土交通省自動車局長通知)(抜粋)

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)、(2) (略)

- (3) 安全な運転のための確認の記録及び乗務記録等の実施
  - ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、 指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確 認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
  - ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第口号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
  - ③ 施行規則第51条の18第2項に定める<u>運転者が乗務した場合の乗務記録は</u>、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4)~(11) (略)

## 〇 福祉有償運送の登録に関する処理方針について (平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 143 号国土交 通省自動車交通局長通知) (抜粋)

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)、(2) (略)

- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施
  - ① 施行規則第51条の18第1項に定める、<u>運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認</u>、 指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確

認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、 指示の記録は、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める<u>運転者が乗務した場合の乗務記録は</u>、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4)~(10) (略)

(注) 下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (1) - ③ 自家用有償旅客運送者における運転者の健康状態の把握状況

自家用有償旅客運送者名及 び旅客自動車運送事業者名	運転者の健康診断の受診状況	運転者の健康状態の把握状況
南砺市	自家用有償旅客運送を受託している各旅客自動車運送事業者において健康診断を実施しているものの、受診するか否かは運転者本人に委ねられている。	自家用有償旅客運送を受託している各旅客自動車運送事業者において運行開始前に運転者の健康状態を確認させており、当該実施状況について、毎月報告を求めている。
上市町	自家用有償旅客運送を受託している旅客自動車運送事業者において健康診断を実施。	自家用有償旅客運送を受託している旅客自動車運送事業者において運行開始前に運転者の健康状態を確認させており、当該実施状況について、毎月報告を求めている。
A (福祉有償運送を行う団 体)	運転者(ボランティア)が健康 診断を受診しているか否かについ て未確認。	運行管理責任者等が、運行開始 前に乗務する運転者に対し、対面 により健康状態を確認。
B (公共交通空白地有償運 送を行う団体)	健康診断を受診していることに ついては把握しているものの、当 該結果については未確認。	運行開始前に乗務する運転者への点呼は未実施だが、運行する2 路線の合流地点で運転者が相互に 健康状態を確認。
C (市町村運営有償運送を 市町から受託して運行して いる事業者)	運転者に対し、年2回(主に6月、11月)健康診断を実施し、当該結果を把握するとともに、結果に基づき、医師の受診を受けさせるなどの指導を実施。	運行開始前に乗務する運転者に 対し、電話による点呼を実施し、 酒気帯びの有無及び健康状態等を 確認。

<sup>(</sup>注) 当事務所の調査結果による。

## 図表2-(2)-① 自家用有償旅客運送自動車等における標章の表示に関する根拠法令等

〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

- 第51条の23 <u>自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運</u>送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。
  - 一 名称
  - 二 「有償運送車両」の文字
  - 三 登録番号
- 2 (略)
- 3 <u>自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客</u> 運送自動車に備えて置かなければならない。
- 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号 国土交通省自動車局長通知)(抜粋)
- 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

- (1)~(6) (略)
- (7) 自動車に関する表示
  - ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の文字の 大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

- (イ) 運送者の名称
- (ロ)「有償運送車両」の文字
- (ハ)登録番号
- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。
- (8)~(10) (略)
- 〇 公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号国土交通省自動車局長通知)(抜粋)
- 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)~(6) (略)

- (7) 自動車に関する表示
  - ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体 の両側面に表示するものとする。文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横 書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

- (イ) 運送者の名称
- (ロ)「有償運送車両」の文字
- (ハ)登録番号
- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8)~(11) (略)

- 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 143 号国土交通省自動車交通局長通知)(抜粋)
- 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)~(6) (略)

- (7) 自動車に関する表示
  - ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

- (イ) 運送者の名称
- (ロ)「有償運送車両」の文字
- (ハ)登録番号
- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8)~(10) (略)

(注)下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (2) - ② 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送自動車内の掲示に関する根拠法令等

〇 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)(抄)

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

- 第51条の24 <u>市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、</u> <u>当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録</u> 番号並びに旅客から収受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。
- 〇 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号 国土交通省自動車局長通知)(抜粋)
- 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

 $(1)\sim(7)$  (略)

(8) 車内の掲示

施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、以下に掲げる事項を旅客から見 やすいように掲示するものとする。

- ① 運送者の名称
- ② 運転者の氏名
- ③ 自動車登録番号
- ④ 旅客から収受する対価

(9)~(10) (略)

(注)下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (2) - ③ 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者における運転者証の掲示に関する根拠法令等

### 〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(運転者台帳及び運転者証)

第51条の19

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送 自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付 けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車 内に掲示しなければならない。
  - 一 作成番号及び作成年月日
  - 二 自家用有償旅客運送者の名称
  - 三 運転者の氏名
  - 四 運転免許証の有効期限
  - 五 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

## 〇 公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号国土交通省自動車局長通知)(抜粋)

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)~(3) (略)

- (4) 運転者台帳及び運転者証の整備
  - ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第二号を参考として運送者において定めるものとする。
  - ② 施行規則第51条の19第3項に定める<u>運転者証は</u>、参考様式第ホ号を参考として<u>運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか</u>、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の<u>必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書(IDカードを含む。)を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。</u>

(5)~(11) (略)

## 〇 福祉有償運送の登録に関する処理方針について (平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 143 号国土交 通省自動車交通局長通知) (抜粋)

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、 以下の点に留意することとする。

(1)~(3) (略)

- (4) 運転者台帳及び運転者証の整備
  - ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において定めるものとする。
  - ② 施行規則第51条の19第3項に定める<u>運転者証は</u>、参考様式第へ号を参考として<u>運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか</u>、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書(IDカードを含む。)を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5)~(10) (略)

(注) 下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (2) - ④ 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者の自家用自動車における標章の表示及び車内の掲示状況

百字田女	車両両	側面への標章	重の表示	登録証		車内の	掲示	
自家用有 償旅客運 送者名	運送者の 名称	「有償運 送車両」 の文字	登録番号	の写し の備え 付け	運送者の 名称	運転者の 氏名	自動車 登録番号	料金
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0
上市町	×	×	×	0	×	×	×	0

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
  - 2 「○」印は表示又は掲示を、「×」印は未表示又は未掲示を示す。

## 図表 2 - (2) - ⑤ 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者の自家用自動車における標章の表示及び車内の掲示状況

力学田士	車両両値	則面への標章	5の表示	登録証	登録証 運転者証の表示又は車内への掲示			
自家用有 償旅客運 送者名	運送者の 名称	「有償運 送車両」 の文字	登録番号	の写し の備え 付け	作成番号 及び作成 年月日	運送者の 名称	運転者の 氏名	運転免許 証の有効 期限
A	0	0	0	0	0	0	0	0
D	Δ	Δ	Δ		\ <u>/</u>	\ <u></u>	\ <u></u>	
В	(右位	則面にのみ表	(示)		X	X	X	×

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
  - 2 「○」印は表示又は掲示を、「×」印は未表示又は未掲示を示す。

## 図表 2 - (3) - ① 輸送実績報告書の提出に関する根拠法令

## ○ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号)(抄)

(事業報告書及び輸送実績報告書)

第2条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長(以下「管轄地方運輸局長」という。)、運輸監理部長(以下「管轄運輸監理部長」という。)若しくは運輸支局長(以下「管轄運輸支局長」という。)に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ1通提出しなければならない。

	1		
一 路線定期運行又は路線不定	国土交通大臣及び	毎事業年度に係る事	毎事業年度の経過
期運行を行う一般乗合旅客自	管轄地方運輸局長	業報告書	後 100 日以内
動車運送事業者	国土交通大臣	第二号様式第一表及	毎年5月31日まで
		び第二表による輸送	
		実績報告書	
	管轄地方運輸局長	第二号様式第一表及	毎年5月31日まで
	及び管轄運輸監理	び第二表 (その管轄区	
	部長又は管轄運輸	域に存する運行系統	
	支局長	の部分に限る。) によ	
		る輸送実績報告書	
二 区域運行を行う一般乗合旅	国土交通大臣及び	毎事業年度に係る事	毎事業年度の経過
客自動車運送事業者	管轄地方運輸局長	業報告書	後 100 日以内
	国土交通大臣	第二号様式第三表及	毎年5月31日まで
		び第四表による輸送	
		実績報告書	
	管轄地方運輸局長	第二号様式第三表及	毎年5月31日まで
	及び管轄運輸監理	び第四表 (その管轄区	
	部長又は管轄運輸	域に存する営業区域	
	支局長	の部分に限る。) によ	
		る輸送実績報告書	
三 一般貸切旅客自動車運送事	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事	毎事業年度の経過
業者		業報告書	後 100 日以内
	管轄地方運輸局長	第三号様式による輸	毎年5月31日まで
	及び管轄運輸監理	送実績報告書	
	部長又は管轄運輸		
	支局長		
四 一般乗用旅客自動車運送事	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事	毎事業年度の経過
業者(個人タクシー事業者及		業報告書	後 100 日以内
び道路運送法(昭和二十六年	管轄地方運輸局長	第四号様式第一表に	毎年5月31日まで
法律第百八十三号) 第八十六	及び管轄運輸監理	よる輸送実績報告書	
条第一項の規定により業務の	部長又は管轄運輸		
範囲を限定する条件を付され	支局長		
た一般乗用旅客自動車運送事			
業者であつて、地方運輸局長			
が定めるものを除く。)			

五 一般乗用旅客自動車運送事	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事	毎事業年度の経過
業者(個人タクシー事業者に		業報告書	後 100 日以内
限る。)	管轄地方運輸局長	第四号様式第二表に	毎年5月31日まで
	及び管轄運輸監理	よる輸送実績報告書	
	部長又は管轄運輸		
	支局長		
六 一般乗用旅客自動車運送事	管轄地方運輸局長	第四号様式第三表に	毎年5月31日まで
業者(道路運送法第八十六条	及び管轄運輸監理	よる輸送実績報告書	
第一項の規定により業務の範	部長又は管轄運輸		
囲を限定する条件を付された	支局長		
一般乗用旅客自動車運送事業			
者であつて、地方運輸局長が			
定めるものに限る。)			
七 特定旅客自動車運送事業者	管轄地方運輸局長	第五号様式による輸	毎年5月31日まで
	及び管轄運輸監理	送実績報告書	
	部長又は管轄運輸		
	支局長		

 $2 \sim 4$  (略)

(自家用有償旅客運送の輸送実績報告書)

- 第2条の2 <u>自家用有償旅客運送者は</u>、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該区域が主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)第4条第1項の指定都道府県等をいう。以下同じ。)の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長)に、<u>自家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による</u>輸送実績報告書を、毎年5月31日までに1通提出しなければならない。
- 2 前項の輸送実績報告書は、前年4月1日から3月31日までの期間に係るものとする。
- (注) 下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (3) - ② 平成 26 年度の輸送実績報告書の提出状況

(単位:自家用有償旅客運送者、%)

区分	富山運輸支局管内の自家用有償旅客運送者数[A]		
年度		法定期限内に提出[B](B/A)	法定期限を超過して提出 [C] (C/A)
平成 26 年度	22 (100.0)	7 (31.8)	15 (68.2)

- (注) 1 富山運輸支局の資料に基づき当事務所が作成した。
  - 2 本図表は、調査時点(平成 27 年 10 月 23 日現在)における自家用有償旅客運送輸送実績報告書の提出状況である。

## 図表2-(4)-① 事故の記録の作成及び自動車事故報告書の提出等に関する根拠法令

## 〇 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (抄)

(事故の対応に係る責任者の選任等)

- 第51条の21 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応 に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。
- 2 <u>自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げ</u>る事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。
  - 一 運転者の氏名
  - 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別で きる表示
  - 三 事故の発生日時
  - 四 事故の発生場所
  - 五 事故の当事者(運転者を除く。)の氏名
  - 六 事故の概要(損害の程度を含む。)
  - 七 事故の原因
  - 八 再発防止対策

### 〇 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)(抄)

(事故の記録)

- 第26条の2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。
  - 一 乗務員の氏名
  - 二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
  - 三 事故の発生日時
  - 四 事故の発生場所
  - 五 事故の当事者 (乗務員を除く。) の氏名
  - 六 事故の概要(損害の程度を含む。)
  - 七 事故の原因
  - 八 再発防止対策
- (注) 下線は当事務所が付した。

## 図表 2 - (4) - ② 輸送実績報告書により報告することとされている交通事故及び重大事故の定義に関する根拠法令

## 〇 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) (抄)

(危険防止の措置)

第67条(略)

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条、第 71 条の 4 第 3 項から第 6 項まで並びに第 85 条第 5 項及び第 6 項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、

又は<u>車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。</u>を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第92条第1項の運転免許証又は第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3, 4 (略)

#### (交通事故の場合の措置)

第72条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

## 〇 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)(抄)

(定義)

- 第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。
  - 一 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両 (軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
  - 二 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
  - 三 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
  - 四 10人以上の負傷者を生じたもの

五~十五(略)

#### (報告書の提出)

第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。) は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。)にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日(前条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。) 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(注)下線は当事務所が付した。

図表2-(4)-③ 輸送実績報告書において報告していない事故の記録

発生年月日	事故の概要	事故の原因	
平 24. 12. 27	車両前面上部と施設玄関天井が接	運転手が施設職員の合図に気をとられ、施設の状	
	触し損傷	況等を見落としたため	
平 25. 1. 4	車両側面とロータリーのコンクリ	除雪が十分になされておらず、ロータリーのコン	
	ートが接触し損傷	クリートの場所が十分に把握できなかったため	
平 25. 2. 4	車両側面と電柱が接触し損傷	現場は道幅が狭くT字路で、対向車の幅も広く避	
	中间側面と电性が接触の損傷	けようと左に寄せすぎたため	
平 25. 4. 4	車両前面下部とコンクリートが接	確認不十分	
+ 25. 4. 4	触し損傷		
平 25. 7.12	車両側面とガードレールが接触し	対向車が大回りをしてきて避けようとしたため	
	損傷		
平 26. 2. 4	車両後面とガードレールが接触し	積雪凍結によりスリップしたため	
	損傷		
平 26. 4. 7	車両後面と車庫シャッターが接触	/ ヤッター状態を確認せず後退したため	
	し損傷	マイプノー状態を開節とす反としたため	
平 26. 5. 9	安全のため急ブレーキをかけた際、	安全のため急ブレーキをかけたため	
	乗客が広告枠ポールと接触し負傷		
平 26. 7. 4	車両後面と電柱が接触し損傷	後部確認を行わずに後退したため	
平 26. 9.18	   車両後側面と乗用車が接触し損傷	駅構内が混雑している中、急ハンドルで発車し、	
	平門仮関囲と木川半川近瓜し頂筒	後方が膨らんでしまったため	

<sup>(</sup>注) 南砺市の資料に基づき当事務所が作成した。